

# 地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う行動自粛の影響により、本市における経済活動の低下、更には地域におけるコミュニティ活動も大きく制限を受けるなど、京都のまちの活力の低下が懸念されている。この要綱は、停滞した経済活動を支え、同時に、地域コミュニティの活力向上等の観点から、事業継続が困難な宿泊施設を住まい等に転用するうえで必要な工事等に係る費用の一部を助成する京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定目的 地域コミュニティに資する住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出に係る住宅は除く。）としての使用を目的とするものをいう。
- (2) 補助事業 第12条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けて、当該交付決定通知に係る工事等を行うことをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法第2条に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の用に供する施設をいう。
- (4) 戸建て住宅 一戸建て又は長屋建てをいう。
- (5) 共同住宅 前号以外の住宅（他の用途と併せたものを含む。）をいう。
- (6) 京町家等 伝統的軸組構法により建築された木造の建築物であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。
- (7) 特定共同住宅 共同住宅のうち、階数が3以上で、かつ、住戸数が15以上のものをいう。

## 第2章 補助事業の要件

### (補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 宿泊施設（廃業済みのものを含む。）又は開業前の宿泊施設（令和2年4月1日時点で未竣工のものを含む。）であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の箇所に対して、令和2年4月1日から起算して過去10年以内に補助を受けていない建築物であること。

- (5) 住宅への転用工事であって、第7条で規定する補助対象建築物の工事（以下「補助対象工事」という。）に、令和2年3月31日までに着手している建築物でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (7) 共同住宅の場合は、転用後の住宅の延べ面積が住宅以外の延べ面積を上回ること。ただし、住宅及び住宅以外の延べ面積には、共用部分の床面積は含まないものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、補助対象工事又はそれに伴う設計、手続き若しくは協議等（以下「補助対象工事等」という。）を行う者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者
  - (2) 補助対象建築物の賃貸借又は使用貸借の借主
  - (3) 補助対象建築物を賃貸又は使用貸借又は購入しようとする者
  - (4) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、特定目的で活用を行う者に賃貸しようとする者
- 2 前項各号において、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある事業を営むことを目的とするなど、市長が不適切と判断した場合は対象としない。
  - 3 補助対象者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であってはならない。
  - 4 補助対象者は、改修後の補助対象建築物に居住・使用しようとする者等に対し、当該補助対象建築物の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供するとともに、次の各号に掲げる地域活動に係る手続きを行わなければならない。なお、補助対象者又は従業員が居住する場合は、それらの者は地域活動に参加するよう努めなければならない。
    - (1) 第12条に基づく交付の申請を行う際に、地域コミュニティに資する活動を提案すること。
    - (2) 補助対象建築物を特定共同住宅に改修する者は、補助対象工事の着工までに、当該特定共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項に係る地域自治を担う住民組織との連絡及び調整をするとともに、その状況を市長に報告すること。

（関係権利者の同意）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象建築物の所有者以外の者である場合は、申請者は、補助事業の実施について当該補助対象建築物の所有者全員及び別に定める者の同意を得なければならない。

- 2 申請者が補助対象建築物の所有者の一人である場合は、補助事業の実施について他の所有者全員及び別に定める者の同意を得なければならない。

（長屋の特例）

第6条 補助対象建築物が長屋である場合において、補助事業の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認めるときに限り、第3条、第4条第1項各号、第4条第4項、第5条各項、第12条各項及び第18条各項中、「建築物」とあるのは、「住戸」と、「補助対象建築物」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸」と読み替える。

(補助対象工事)

第7条 補助対象工事は、次の各号に掲げる項目で、別に定めるものをいう。

- (1) 台所、浴室、洗面所、便所等の住宅設備改修工事
- (2) 給排水、電気、ガス等のその他設備改修工事
- (3) 壁、床等の内部改修工事
- (4) 屋根、外壁等の外部改修工事
- (5) 玄関帳場、看板等の不要なものの撤去
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(工事施工者の要件)

第8条 前条の補助対象工事を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。ただし、当該補助対象工事の下請負人が本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）である場合、又は、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

(補助対象費用)

第9条 補助対象費用は、第7条各号に掲げる補助対象工事に要する費用及び次の各号に掲げる経費（以下「設計費等」という。）で、別に定めるものとする。なお、令和2年3月31日以前に着手したものは補助対象費用から除くものとする。

- (1) 補助対象工事（補助対象工事と一体となって施工する工事を含む。）に要する設計料
  - (2) 建築基準法及び同法に基づき定められた条例の規定に基づく事務等に係る手数料（指定確認検査機関に支払った手数料を含む。）
  - (3) 第4条第4項に規定する地域との協議に要する経費
- 2 申請者が補助対象工事を自ら行う場合は、補助対象工事にあつては、第7条各号の材料の調達及び施工の一部の委託に要する費用のみを補助対象経費とする。
- 3 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

(補助金の額)

第10条 第7条各号に掲げる補助対象工事に要する費用の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、1,000円未満であるときはその全額を切り捨てた額）及び前条第1項各号に掲げる設計費等の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、1,000円未満であるときはその全額を切り捨てた額。）を合計した額を補助金の額とする。

- 2 戸建て住宅については、補助金の額は、150,000円を限度額とする。
- 3 前項の戸建て住宅について、補助対象建築物が京町家等に該当する場合は、補助金の額は、1棟（同一敷地内の用途上不可分な関係にある建築物も1棟とみなす。）当たり1,000,000円を限度額とする（ただし、設計費等は150,000円を上限とする。）。なお、京町家等が長屋であつて、補助事業の内容及び関係権利者の状況等を審査して市長が適当と認める場合には、住戸当たり1,000,000円を適用して補助金の額を算出することができるものとする（ただし、設計費等は150,000円を上限とする。）。
- 4 共同住宅については、補助金の額は、宿泊施設として営業していた客室数のうち、住宅の用に転用する客室数に150,000円を乗じて得た額と3,000,000円と比べて少ない額を限度額とする（ただし、設計費等は150,000円を上限とする。）。

5 前項の共同住宅について、補助対象経費が設計費等のみの場合は、150,000円を限度額とする。

(地域への配慮)

第11条 申請者は、地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行わなければならない。

### 第3章 交付の申請等

(交付の申請)

第12条 申請者は、条例第9条に基づき、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、令和2年9月14日から令和2年12月28日までに市長に提出しなければならない。なお、既に提出されている書類については流用することができる。

- (1) 補助対象建築物の位置図
- (2) 第3条第2号の基準に適合することを証する書面
- (3) 第4条第1項各号の規定に適合する者であることを証する書面
- (4) 第3条第5号及び第11条にかかる誓約書
- (5) 補助金額算出書
- (6) 補助事業に要する費用の見積書
- (7) 補助事業の現況図面及び計画図面(縮尺100分の1程度)
- (8) 補助対象工事の着工前の状況を示す写真(補助対象建築物の全景写真及び補助対象工事に係る箇所ごとの写真)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面(縮尺100分の1程度)
- (9) 第18条第3項及び第4項にかかる承諾書
- (10) 第4条第4項第1号にかかる提案書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により、交付申請書が提出された日から14日以内に、交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していると判断した場合は、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

3 市長は、第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していないと判断した場合は、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。

4 第2項の通知を受けた申請者(以下「認定申請者」という。)は、交付決定通知書を受けた日(以下「交付決定通知日」という。)から補助事業に着手することができる。

5 補助対象工事等に令和2年4月1日から令和2年9月13日までに着手している補助対象建築物については、前項及び第8条の規定は、適用しない。

6 前項の場合、第4条第4項第2号の規定に基づく連絡及び調整等については、第2項による通知後、速やかに実施するものとする。

(補助事業の履行期間)

第13条 認定申請者は、交付決定通知書の令和3年3月15日(以下「完了期限」という。)までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

(補助事業の内容変更, 休止等の報告)

第14条 認定申請者は, 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは, 速やかに補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告し, あらかじめその承認を受けなければならない。

2 認定申請者は, 補助事業を休止し, 又は廃止しようとするときは, 補助事業休止・廃止報告書によりその旨を市長に報告し, その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 条例第18条第1項の規定による報告は, 実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて, 市長に行わなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
- (2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
- (3) 補助対象工事の着工前及び完了後の状況を示す写真(補助対象工事部位ごとの写真)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面(縮尺100分の1程度)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の決定)

第16条 市長は, 前条の規定による実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし, 同期間内に決定ができないやむを得ない理由があるときは, 当該期間を延長することができる。

(補助金の請求)

第17条 認定申請者は, 前条の交付額の決定の通知を受けた日から30日以内に補助金請求書により補助金の請求を行わなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は, 条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは, 交付の決定の全部若しくは一部を取り消し, 又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明したとき
  - (2) 認定申請者が第13条に規定する履行期間に補助事業を完了しなかったとき, 又は完了する見込みがないとき
  - (3) 認定申請者が第14条及び第15条の規定による報告を怠ったとき
  - (4) 補助対象建築物を補助金の交付の対象となる目的に供していないと市長が認めるとき
  - (5) 補助対象建築物について建築基準法の違反の是正を求める命令を受けたとき
- 2 認定申請者から第14条第2項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは, 交付の決定は, なかったものとみなす。
- 3 認定申請者及びその継承者(売買又は貸借等により, 補助対象建築物を使用している者をいう。以下同じ。)が, 補助事業完了後, 10年以内に, 補助金の交付の対象となった要件に合致しない用に供した場合は, 認定申請者は, 補助金を市長に返還しなければならない。
- 4 認定申請者又はその継承者が, 補助事業完了後, 10年以内に, 補助対象建築物を除却し, あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合は, 認定申請者は, 補助金を市長に返還しなければならない。ただし, 除却後の跡地の活用方法, 又は改

修工事後の活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第19条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助工事等を実施する者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

(様式)

第21条 補助金交付申請書、報告書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
交付申請書	第12条関係	第1号様式
誓約書	第12条関係	第2号様式
地域コミュニティに資する活動の提案書	第12条関係	第3号様式
補助金額算出書	第12条関係	第4号様式
承諾書	第12条関係	第5号様式
補助事業変更等報告書	第14条関係	第6号様式
補助事業休止・廃止報告書	第14条関係	第7号様式
実績報告書	第15条関係	第8号様式
連絡調整報告書	第4条関係	第9号様式
補助金請求書	第17条関係	第10号様式

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

交付申請書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 - )  (電話 - - )	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  ⑩ (朱肉による印に限る。)  担当者： (電話 - - )

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象建築物の概要	所在地	京都市 区	学区
	宿泊施設名称		
	構造・階数	木造 ( <input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 伝統的軸組構法 ) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 地上 ( ) 階/地下 ( ) 階	
	建築年	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	
	住戸・部屋数	<input type="checkbox"/> ②長屋, ④京町家等の長屋 の場合 1 棟 (全 ) 戸 <input type="checkbox"/> ⑤共同住宅の場合 宿泊施設の総客室数 ( ) 室	
	宿泊施設運営状況	<input type="checkbox"/> I 廃業済み(廃業日: 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> II 廃業予定 <input type="checkbox"/> III 開業前 <input type="checkbox"/> IV 未竣工	
	改修後		
	住居の形態	<input type="checkbox"/> ①一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> ②長屋 住宅として転用する戸数 ( ) 戸 <input type="checkbox"/> ③京町家等 <input type="checkbox"/> ④京町家等の長屋 住宅として転用する戸数 ( ) 戸 <input type="checkbox"/> ⑤共同住宅 住宅として転用する改修前の客室数 ( ) 室	
用途	<input type="checkbox"/> 住宅と住宅以外の用途がある場合 住宅以外の用途 ( ) 住宅の面積 ( ) m <sup>2</sup> , 住宅以外の面積 ( ) m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 住宅のみの場合		

<p>委任状</p> <p>私は、下記の者を代理人と定め、「京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金」の手続きに係る一切の権限を委任します。</p> <p>(代理人) 住所 _____</p> <p>氏名 _____ (朱肉による印に限る。)</p> <p>(電話 - - )</p>	<p>受付欄</p> <p>※この欄は記入しないでください</p>
	受付番号
	受付印

過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、かつ、本市を含む公的機関から、同種類別の補助金の対象工事と同一の部位に対して交付を受けていない建築物である。  はい

申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 ( <input type="checkbox"/> 単独所有 <input type="checkbox"/> 共有) <input type="checkbox"/> 賃貸借又は使用貸借の借主 <input type="checkbox"/> 賃借又は使用貸借又は購入しようとする者 <input type="checkbox"/> 所有者から当該建築物を借り受け、特定目的で活用を行う者に賃貸しようとする者
補助対象物件 権利関係者 の同意	<input type="checkbox"/> 所有者 (所有者 (共有) にあっては他の所有者) 全員の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 賃貸借又は使用貸借の借主全員の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> ( ) の同意を得ている。
補助金額	¥ _____ 円 <small>※第4号様式の補助予定額から転記</small>
補助事業実施 予定期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで
工事施工者 の要件	<input type="checkbox"/> 工事施工者 (元請負人) は以下の者です。 名称 ( ) (電話 _____ - _____ - _____ ) 所在地 ( ) <small>※ 市内要件 (第8条) について、元請負人が京都市外の場合は、下の欄に、京都市内の下請負人を記載してください。その場合、別途、請負関係図の提出が必要です。</small> 名称 ( ) (電話 _____ - _____ - _____ ) 所在地 (京都市 _____ 区 _____ ) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ (要綱第8条適用) <input type="checkbox"/> 事前着工の特例 (要綱第12条第5項適用) (着工日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

○その他の補助事業の申請状況  
 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金  申請済み  申請予定  予定なし  
 ( )  申請済み  申請予定  
 ( )  申請済み  申請予定

**添付書類一覧 (番号順に添付すること) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。**

(1)	付近見取図	<input type="checkbox"/> 添付
(2)	宿泊施設であったことを証する書類	<input type="checkbox"/> 添付
(3)	所有者であることを証する書面 (3箇月以内に証明されたものに限る。), 又は、賃借 (転貸目的を含む。) し、又は購入し、当該建築物に居住又は当該建築物を利用する予定であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付
(4)	建築年を証する書類 (京町家等のみ)	<input type="checkbox"/> 添付
(5)	誓約書 (第2号様式)	<input type="checkbox"/> 添付
(6)	地域コミュニティに資する活動の提案書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/> 添付
(7)	補助金額算出書 (第4号様式)	<input type="checkbox"/> 添付
(8)	補助事業に要する費用の見積書 (工事ごとに内訳明細書があるもの)	<input type="checkbox"/> 添付
(9)	補助事業の現況図面及び計画図面 (縮尺100分の1程度) ※工事予定箇所及び工事内容を明記すること	<input type="checkbox"/> 添付
(10)	補助対象建築物の全景写真 (転用前に宿泊施設であったことがわかるもの)	<input type="checkbox"/> 添付
(11)	承諾書 (第5号様式)	<input type="checkbox"/> 添付



誓約書

(あて先) 京都市長

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 補助対象建築物が、宿泊施設（廃業済のものを含む。）又は開業前の宿泊施設（令和2年4月1日時点で未竣工のものを含む。）であること。
- 2 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- 3 改修後の補助対象建築物を地域コミュニティに資する住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出に係る住宅は除く）として使用すること。
- 4 地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行うこと。
- 5 改修後の補助対象建築物に居住・入居しようとする者等に対し、地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他地域活動に関する情報を提供すること。
- 6 補助対象建築物の工事に、令和2年3月31日までに着手していないこと。
- 7 補助事業完了後、10年以内に補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。
- 8 補助事業完了後、10年以内に補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行わないこと。
- 9 補助事業完了後、10年以内に補助対象建築物を売却する場合、譲り受ける者が7、8を遵守する旨を契約書等に明記すること。

令和 年 月 日

申請者の氏名  
ふりがな  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

㊞

(朱肉による印に限る。)

第3号様式

地域コミュニティに資する活動の提案書

令和 年 月 日

申請者の氏名<sup>ふりがな</sup>  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

㊟

(朱肉による印に限る。)

私は、地域コミュニティの活性化を図るため、補助対象建築物を活かした次の支援を提案し、本補助金の交付決定後に、地域自治を担う住民組織（町内会等）と協議を行います。

提案内容

補助金額算出書

宿泊施設運営状況		住居の形態		(A)補助上限	
<input type="checkbox"/> I 廃業済み <input type="checkbox"/> II 廃業予定 <input type="checkbox"/> III 開業前	<input type="checkbox"/> ①戸建て住宅・・・・・・・・・・	150,000 円	(甲) (乙)     <u>円</u>		
	<input type="checkbox"/> ②戸建て長屋 ( ) 戸×	150,000 円			
	<input type="checkbox"/> ③京町家等・・・・・・・・・・	1,000,000 円			
	<input type="checkbox"/> ④京町家等長屋 ( ) 戸×	1,000,000 円			
	<input type="checkbox"/> ⑤共同住宅 <small>住居の形態</small> ( ) 部屋×	150,000 円 ※3,000,000 円上限			
<input type="checkbox"/> IV未竣工	—		(乙)設計費等 150,000 円 (甲)工事は計上しない		
(甲) 工事		費用(税抜)		(甲) 工事	
ア	住宅設備改修工事	円	エ	外部改修工事	円
イ	その他設備改修工事	円	オ	不要なものの撤去	円
ウ	内部改修工事	円	カ	その他	円
小計額 (ア～カ)		(B) 円	補助率	(B)に補助率を掛けた金額を記載	1,000 円未満を切り捨てた金額を記載
			3 / 4	円	(C) 円
(乙) 設計費等		費用 (税抜)		(乙) 設計費等	
キ	設計費	円	ケ	地域との協議に要する経費	円
ク	手数料	円			
小計額 (キ～ケ)		(D) 円	(D) の金額を記載。ただし、15 万円を超える場合は15 万円とする。		1,000 円未満を切り捨てた金額を記載
			円		(E) 円
合計額 ((C) + (E))			(F) 円		
補助予定額 (A) と (F) の低い方の金額			<u>円</u>		

※該当する工事項目ア～ケを見積書の内訳明細書に追記すること。

承 諾 書

(あて先) 京都市長

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

補助対象建築物の写真等について、京都市のホームページへの掲載等、市の広報において事例紹介すること（補助対象建築物の所有者以外の者（他の所有者がいる場合を含む。）にあつては、所有者の承諾を得てください。）。

令和            年            月            日

申請者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

㊞

(朱肉による印に限る。)

所有者の氏名（申請者が賃借予定者の場合のみ記入）

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

㊞

(朱肉による印に限る。)

(電話            —            —            )

第6号様式

補助事業変更等報告書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 - )  (電話 - - )	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> (朱肉による印に限る。)         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           担当者: (電話 - - )         </div>

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第14条第1項の規定により報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市 区
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
報告の区分	<input type="checkbox"/> 補助事業の内容又は経費の配分の変更の報告 <b>⇒(あ), (い), (う)及び(え)欄を記入</b>  <input type="checkbox"/> その他 <b>⇒(あ), (い)及び(え)欄を記入</b>
(あ)報告の理由	
(い)変更の内容	
(う)変更後の補助金額	¥ 円
(え)補助事業の完了見込み	令和 年 月 日

※ 報告事項に応じて、適宜、補助金額算出書等の資料を添付してください。

第7号様式


補助事業休止・廃止報告書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 - )  (電話 - - )	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  <div style="text-align: right;">                     印                      (朱肉による印に限る。)                 </div> 担当者： (電話 - - )

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第14条第2項の規定により、補助事業を休止し、又は廃止する旨を報告します。	
補助対象建築物の所在地	京都市 区
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
休止又は廃止の理由	

第8号様式

実績報告書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 - )  (電話 - - )	申請者の氏名 (記名押印又は署名) (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  <div style="text-align: right;">                       (朱肉による印に限る。)                 </div> 担当者: (電話 - - )

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第15条の規定により、報告します。		
補助対象建築物の所在地	京都市 区	
交付予定額	¥ 円	
補助事業の実施期間	令和 年 月 日 から 年 月 日まで	
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都第 号	
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都第 号	
要綱第4条4項1号に規定する活動の報告	協議を実施した者	所属 氏名 連絡先
	相手方	団体名 氏名
	協議を実施した日	令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
	協議結果及び活動内容	

添付書類（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類	<input type="checkbox"/> 添付
(2) 補助事業に係る請負契約書の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(4) 補助対象建築物の全景写真（転用後に住宅等であることがわかるもの）	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 補助事業の着手前，実施中及び完了後の状況を示す写真及び写真撮影方向図 （補助事業着手前，実施中及び完了後の写真を，工事部位ごとにまとめること。）	<input type="checkbox"/> 添付
(6) 地域自治を担う住民組織との連絡及び調整の報告（第9号様式） （特定共同住宅）	<input type="checkbox"/> 添付
(7) 工事施工者の要件を満たしていることが分かる書類	<input type="checkbox"/> 添付



第9号様式《特定共同住宅のみ》

連絡調整状況報告書

(宛先)京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第4条第4項第2号の規定により、特定共同住宅の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について、報告します。

物件	補助対象建築物の所在地	京都市 区
	交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
連絡調整状況	連絡調整を実施した者	所属 氏名 連絡先
	相手方	団体名 氏名
	連絡調整を実施した日	令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )) 令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )) 令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
	連絡調整の内容等（特定共同住宅の居住・使用しようとする者と地域住民の交流を促進するために必要な事項）	<input type="checkbox"/> 転入者への地域情報の提供及び自治会・町内会加入の呼びかけについて <input type="checkbox"/> 自治会・町内会への入会希望の取次ぎについて <input type="checkbox"/> 新しい自治会・町内会の結成の支援について <input type="checkbox"/> その他 ( )

注 該当する□に、レ記を記入してください。

補助金請求書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 - )	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  ⑩ (朱肉による印に限る。) (電話 - - )

京都市地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業に係る補助金交付要綱第17条の規定により、補助金を請求します。	
補助対象建築物の所在地	京都市 区
補助金請求額	¥ 円
交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都ま第 号

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
銀行・金庫	支店・出張所	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。